

(別添)

○農林水産省令第 号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第二項及び第七項（これらの規定を同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 宮下 一郎

農薬取締法施行規則の一部を改正する省令

（農薬取締法施行規則の一部改正）

第一条 農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後

改正前

(登録票の交付の經由)
第七条 法第三条第九項(法第三十四条第六項において準用する場合を含む。第十四条第二項第五号において同じ。)の規定による登録票の交付は、センターを經由して行うことができる。

(地位を承継した者の届出手続)
第八条 (略)

2 (略)

3 法第五条第三項の規定による登録票の書替交付及び登録票の交付は、センターを經由して行うことができる。

(登録を受けた者の届出手続等)
第十条 (略)

2 5 (略)

6 法第六条第二項の規定による登録票の書替交付及び同条第三項の規定による登録票の再交付は、センターを經由して行うことができる。

(登録票の交付の經由)
第七条 法第三条第九項(法第三十四条第六項において準用する場合を含む。第十四条第二項第五号において同じ。)の規定による登録票の交付は、センターを經由して行うものとする。

(地位を承継した者の届出手続)
第八条 (略)

2 (略)

3 法第五条第三項の規定による登録票の書替交付及び登録票の交付は、センターを經由して行うものとする。

(登録を受けた者の届出手続等)
第十条 (略)

2 5 (略)

6 法第六条第二項の規定による登録票の書替交付及び同条第三項の規定による登録票の再交付は、センターを經由して行うものとする。

第二条 農薬取締法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(提出すべき資料)</p> <p>第二条 法第三条第二項の農林水産省令で定める資料は、次に掲げる資料とする。ただし、当該申請に係る農薬の使用方法その他の事項からみて当該資料の一部の提出を必要としない合理的理由がある場合においては、当該資料を提出することを要しない。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>十一 当該申請の日の六月前から起算して少なくとも過去十五年間に公表された当該申請に係る農薬(現に法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬に含まれる有効成分以外の有効成分(以下「新規有効成分」という。)を含むものに限る。)の安全性に関する文献(当該新規有効成分に関するものに限る。)の写し並びに当該文献の収集、選択及び分類の過程、結果等を取りまとめた報告書</p> <p>十二 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、申請に係る農薬が、新規有効成分を含む場合その他農林水産大臣が必要があると認める場合は、二百グラム以上の農薬の見本及び別記様式第二号による当該見本の検査書の提出を求めることができる。</p>	<p>(提出すべき資料)</p> <p>第二条 法第三条第二項の農林水産省令で定める資料は、次に掲げる資料とする。ただし、当該申請に係る農薬の使用方法その他の事項からみて当該資料の一部の提出を必要としない合理的理由がある場合においては、当該資料を提出することを要しない。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十一 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、申請に係る農薬が、現に法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬に含まれる有効成分以外の有効成分を含む場合その他農林水産大臣が必要があると認める場合は、二百グラム以上の農薬の見本及び別記様式第二号による当該見本の検査書の提出を求めることができる。</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。